

## 特定複合観光施設区域の整備のための基本方針 修正案

### 第1 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項

#### 1 意義

こうした日本型IRの意義が発揮されるためには、国だけではなく、都道府県等（IR整備法第6条第1項に規定する都道府県等をいい、区域整備計画の認定を受けた後にあっては、同法第10条第2項に規定する認定都道府県等をいう。以下同じ。）をはじめとする地域の関係者及びIR事業者（同法第5条第2項第3号の設置運営事業者等をいい、区域整備計画の認定を受けた後にあっては、同法第10条第2項に規定する認定設置運営事業者等をいう。以下同じ。）が、日本型IRの意義を理解し、及び共有した上で、

- (1) 観光や地域経済の振興、財政の改善への貢献を図る観点から、長期間にわたって、安定的で継続的なIRの運営が確保されるとともに、IRとしての機能が適切に発揮されるよう、IR区域及びIR施設に係る安全や健康・衛生が確保されること、
- (3) 犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成、依存防止等の観点から、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除やこれと連携した都道府県等によるギャンブル等依存症対策、また、関係地方公共団体との連携協力による取組の充実が適切に行われること
- (4) IRの整備に対する国民の信頼と理解を確保する観点から、収賄等の不正行為を防止するとともに、公正性及び透明性の確保を徹底するため、国や都道府県等において、IR事業者等との接触のあり方に関する厳格なルール（以下「接触ルール」という。）が策定されるとともに、IR事業者においてコンプライアンスが確保されること

が極めて重要な前提条件である。

### 第3 設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する基本的な事項

#### 3 IR事業の在り方

##### (3) IR事業者の廉潔性確保

IR事業者は、全般的なコンプライアンスの確保に取り組むことが必要である。

また、IR事業者はIR事業を実施する上で、カジノ事業の免許（施設供用事業が行われる場合には、カジノ事業の免許及びカジノ施設供用事業の免許。以下同じ。）を申請することになるため、あらかじめカジノ事業に係るIR整備法の株主等に関する規制を踏

まえた定款の作成等を行うことが必要である。

さらに、IR事業者は、カジノ事業の免許を受けるまでに進める準備（IR施設の建設、調達等に係る契約、各種行為準則の策定、従業員の雇用・教育など）の段階から、その役員、株主等、従業員、契約の相手方等からの反社会的勢力の排除の徹底に取り組むことが必要である。

#### 第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項

##### 1 公正性及び透明性の確保

国及び都道府県等は、民間事業者がIR事業者に選定されることを目指した働きかけに対し、収賄等の不正行為を防止するとともに、公正性及び透明性の確保を徹底して、IR施設の整備を推進しなければならない。

このため、IR事業者等との接触ルールの策定が重要であり、接触ルールにおいては、次に掲げる事項を規定することが基本となるが、具体的な規定内容は、それぞれの行政機関が、それぞれの役割を踏まえ、適切に判断するものとする。

- (1) 面談は、原則として庁舎内において、複数の職員等により対応すること
- (2) 職員にあっては、事前に面談の日時及び相手方について、また、事後に面談の内容について、上司への報告を行うこと
- (3) 面談において、特定のIR事業者が不当に有利又は不利になることにつながる行為をしないこと
- (4) 面談の記録を作成し、一定の期間保存すること
- (5) 電話、メール、FAXによるやり取りは、日程調整等の事務連絡その他の必要な範囲にとどめること
- (6) それぞれの行政機関におけるIRに関する事務に係る担当職員から最高責任者までを接触ルールの対象とすること
- (7) IR事業を行う者及びカジノ関連機器等製造業等を行う者並びにこれらを行おうとする者等を接触ルールの対象とすること

IR推進本部、国土交通省及びカジノ管理委員会は、それぞれの役割等を踏まえ、IR事業者等との接触ルールを適切に策定するものとする。

区域整備計画の認定申請を予定又は検討している都道府県等においては、既にその多くが自主的にIR事業者等との接触ルールを策定しているところであり、その内容については、基本的には地域ごとの独自性が尊重されるものであるが、少なくとも上記

の(1)から(7)までの項目について規定したIR事業者等との接触ルール(以下「都道府県等が定める接触ルール」という。)を策定することにより、3(1)に規定するとおり、公募及び選定に係る公正性及び透明性を確保することが求められる。

#### 4 区域整備計画の記載事項、申請手続

##### (1) 区域整備計画の記載事項

###### イ 事業基本計画

###### (エ) IR事業者の組織体制に関する事項

全般的なコンプライアンスの確保のための体制及び必要な取組を記載しなければならない。

さらに、カジノ事業の免許を受けるまでに進める準備(IR施設の建設、調達等に係る契約、各種行為準則の策定、従業員の雇用及び教育等)の段階からIR整備法第41条に基づくカジノ事業の免許の基準、第97条に基づく契約の認可の基準、第116条に基づく従業者の確認の基準等を念頭に置いた反社会的勢力の排除等に徹底的に取り組むための措置を記載しなければならない。

##### (2) 添付書類

###### ア 区域整備計画の申請に関する添付書類

区域整備計画の認定を申請する都道府県等は、実施方針の策定、民間事業者の選定及び区域整備計画の作成を公平かつ公正に行ったことを明らかにするために、都道府県等が公表した実施方針及び募集要項等、公募に応じた民間事業者の提案の概要及びその評価並びにIR整備法第8条第2項の規定に基づく協議会における協議又は立地市町村等及び都道府県公安委員会との協議の経過及び結果を記載した書面、民間事業者を選定した際の公表資料、都道府県等が定める接触ルールなど、必要となる資料を区域整備計画と併せて、国土交通大臣に提出しなければならない。

#### 7 認定審査の基準

##### (2) 要求基準

###### ア 基本方針への適合

(オ) 都道府県等が定める接触ルールが策定されているなどにより、民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものでなければならない。

(キ) IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組が適切かつ十分なものでなければならない。

(ケ) 都道府県等又はIR事業者が審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行ったと認められるものであってはならない。

#### カ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除

カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置が区域整備計画に記載されているとともに、記載された施策及び措置を都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ適切に実施すると認められるものでなければならない。また、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づくギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組(政令市にあっては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組)を適切に実施すると認められるものでなければならない。

### 第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項

#### 7 認定審査の基準

##### (3) 評価基準

ウ 事業を安定的・継続的かつ安全に運営できる能力及び体制

(ウ) 防災・減災のための取組並びにIR区域及びIR施設に係る安全の確保のための取組が適切に講じられるとともに、災害その他のリスク事象について、発生時における来訪者への情報提供や救援物資の提供その他の適切なオペレーションや、損害に備えた保険の付保などが適切に講じられることが求められる。また、新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組が適切に講じられることが求められる。特に感染症対策については、IRは様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国のIRにおける取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、IRを構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策が講じられることが求められる。

オ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等

最新の技術を活用したカジノ施設及びIR区域内の適切な監視や警備、国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策の強化その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を行うために必要な施策及び措置についてIR事業者と都道府県等との連携協力により適切に講じられることが求められる。また、これらと連携した都道府県等によるギャンブル等依存症対策や、関係地方公共団体との連携協力による取組の充実が、確実かつ効果的に講じられることが求められる。